

松戸市教育委員会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育委員会の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により教育委員会の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる教育委員会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 教育委員会の広報印刷物
 - イ 教育委員会の WEB ページ
 - ウ 教育委員会の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で教育長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 部局 松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）第3条の部、課及び担当室をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの

- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると教育長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、主管部局長が別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、主管部局長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部局長が別途定める。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は松戸市教育委員会広告掲載申込書（第1号様式）により教育長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 教育長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、松戸市教育委員会広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、次条に規定する審査機関の審査結果に基づいて決定するものとする。

(審査機関)

第10条 広告掲載について、前条第2項に規定する審査を行うため、松戸市教育委員会広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の審査委員長（以下「委員長」という。）は生涯学習部長を、委員は教育総務課長、社会教育課長、スポーツ課長、図書館長、文化財保存活用課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体を所管する課長及び関連する課長を臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第11条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第12条 審査会の庶務は、審査の対象となる広告物を掲載しようとする広告媒体の所管課において処理する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（用紙規格 J I S A 4）

松戸市教育委員会広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申込みます。なお、広告掲載にあたっては松戸市教育委員会広告掲載要綱に従います。

（申込者）

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者名

印

電話番号

記

- 1 広告名称
- 2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 3 広告掲載料 円
- 4 広告内容 別添のとおり

松戸市教育委員会広告掲載申込結果通知書

年 月 日
松 第 号

様

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会広告掲載要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告名称
- 2 掲載の可否 承諾 ・ 不承諾
- 3 掲載面（場所・区画）
- 4 掲載期間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 5 広告掲載料 円
- 6 備考
(不承諾の場合は、その理由)